指定紛争解決機関の紛争解決等業務実施状況 (令和元年度上半期)

【目次】

- 1. 苦情処理手続受付件数(平成22年10月以降、半期別の推移)
- 2. 苦情処理手続における結果の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)-終了事由別
- 3. 苦情処理手続の終結に要した期間の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)
- 4. 紛争解決手続受付件数(平成22年10月以降、半期別の推移)
- 5. 紛争解決手続における結果の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)ー終了事由別
- 6. 紛争解決の終結に要した期間の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)

【参考】指定紛争解決機関別の和解状況(令和元年度上半期)

(本資料における共通注意事項)

\times 1

各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で 作成したものである。

$\times 2$

各指定紛争解決機関は平成22年10月1日から紛争 解決等業務を開始(証券・金融商品あっせん相談センターを除く)。

ΧC

証券・金融商品あっせん相談センターは、23年4月1日から紛争解決等業務を開始。

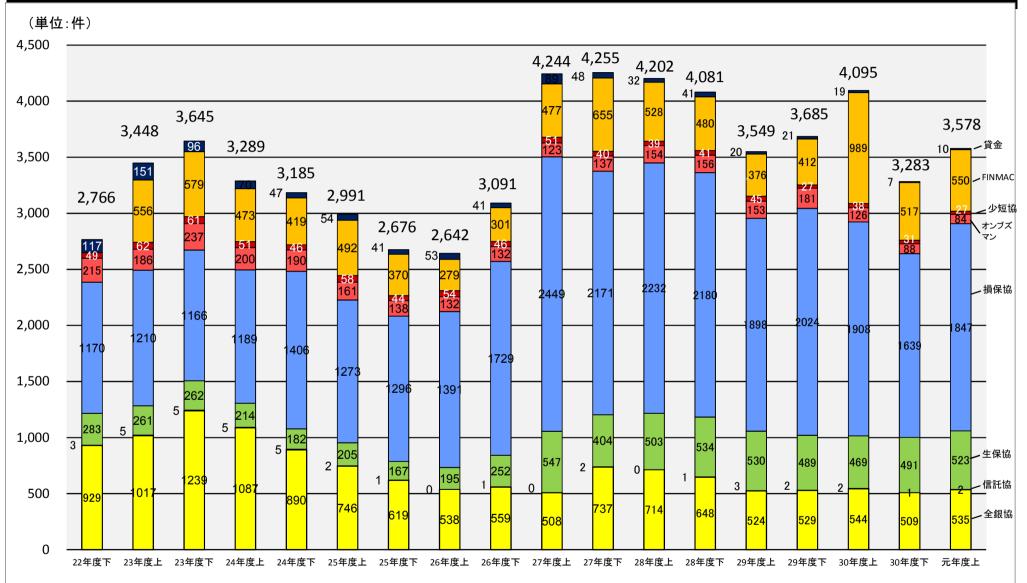
×4

計数は速報値である。

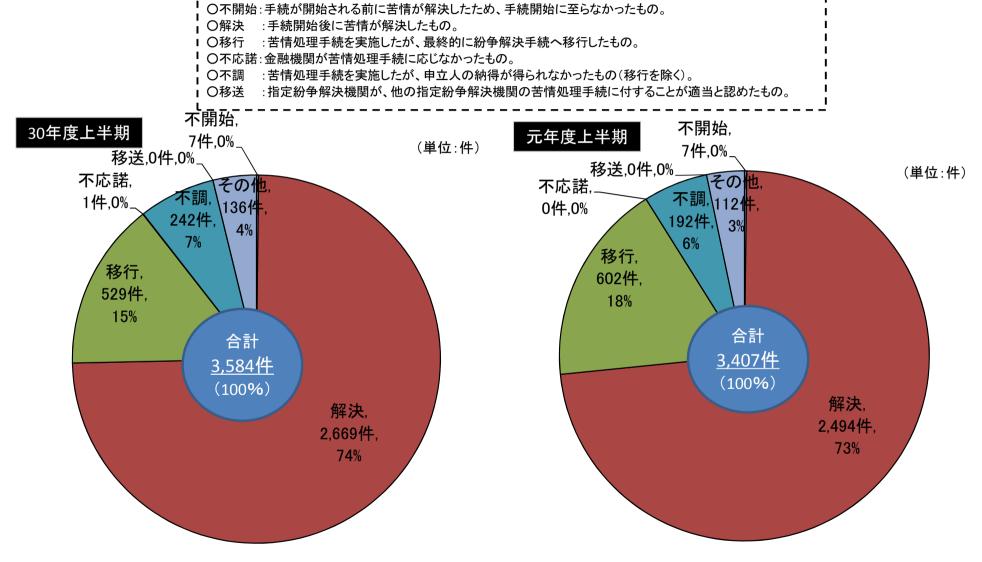
ı **※**5

構成比の数値は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

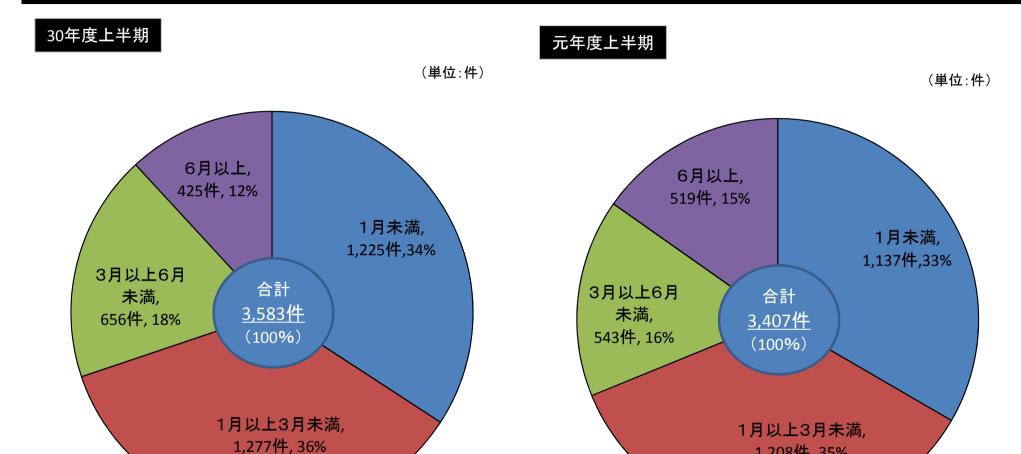
1. 苦情処理手続受付件数(平成22年10月以降、半期別の推移)



2. 苦情処理手続における結果の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)ー終了事由別



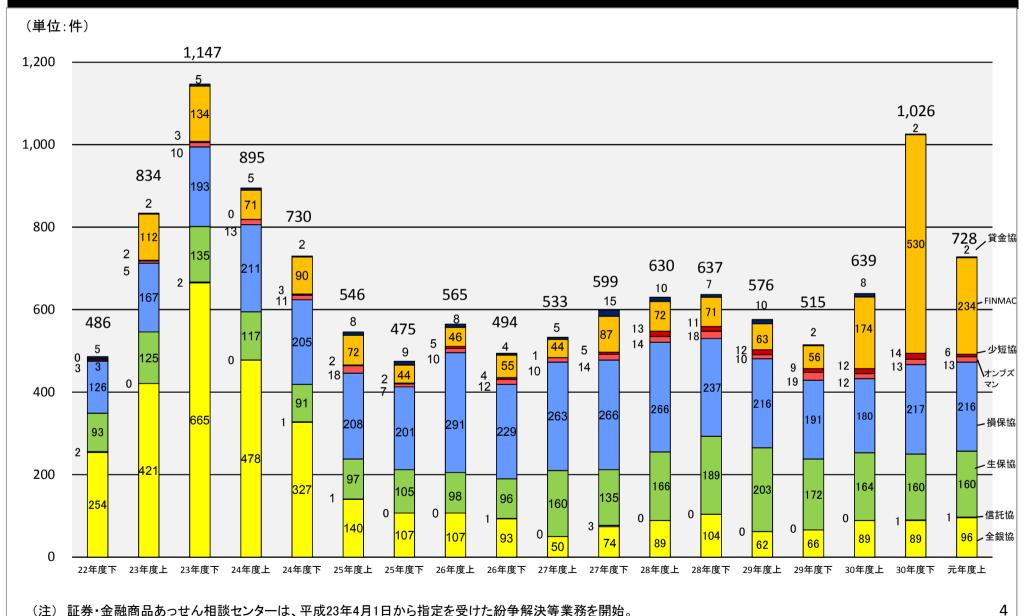
3. 苦情処理手続の終結に要した期間の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)



(注)「不応諾」及び「移送」は除く。

1,208件,35%

4. 紛争解決手続受付件数(平成22年10月以降、半期別の推移)



5. 紛争解決手続における結果の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)ー終了事由別

□ ○和解 :紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。 □ ○特別調停 :紛争解決委員が提示する特別調停案により解決したもの。

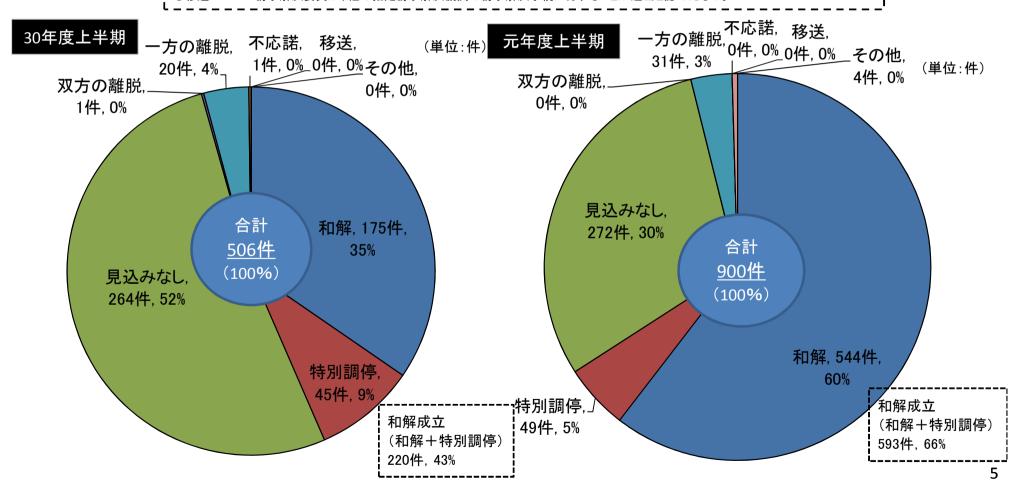
「○見込みなし:紛争解決委員が、紛争解決手続では和解成立の見込みがないと判断して終了したものなど。

〇双方の離脱:紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。

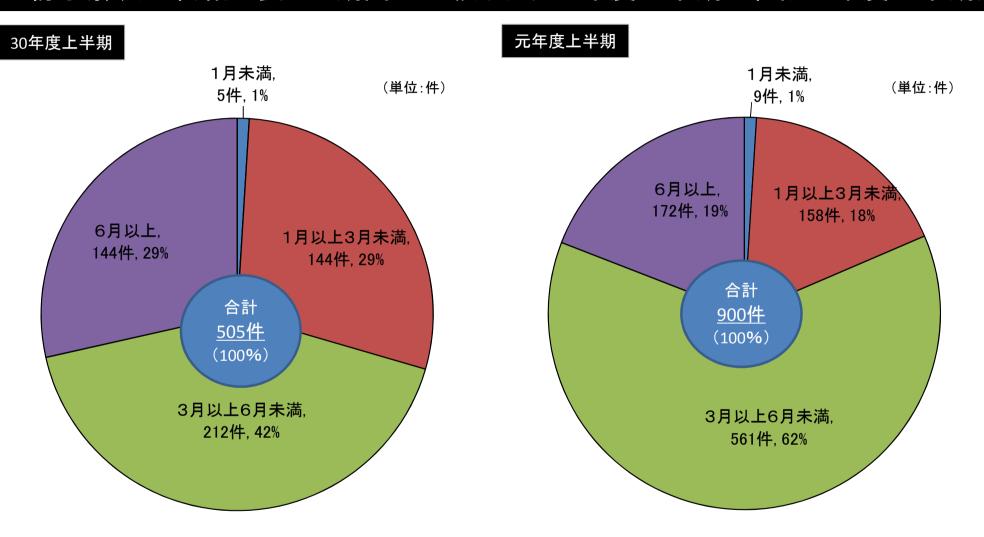
○一方の離脱:紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。

■ ○不応諾 : 顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。

「○移送 : 紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。



6. 紛争解決の終結に要した期間の比較(平成30年度上半期と令和元年度上半期)



【参考】指定紛争解決機関別の和解状況(令和元年度上半期)

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	終結件数(a)	和解件数(b) (特別調停を含む)	和解割合(b/a)
全国銀行協会	90	46	51%
信託協会	0	0	0%
生命保険協会	169	63	37%
日本損害保険協会	217	95	44%
保険オンブズマン	9	2	22%
日本少額短期保険協会	9	4	44%
証券・金融商品あっせん相談センター	404	381	94%
日本貸金業協会	2	2	100%
合計	900	593	66%